

「社会福祉法人の指導監督に関する 行政監察結果に基づく再勧告」について

平成9年8月13日

厚生省 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、
老人保健福祉局長、児童家庭局長

社会福祉法人の指導監督については、平成4年6月、総務庁より、厚生省に対し、「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察に基づく勧告」（別添1）が行われたことも踏まえ、厚生省において改善措置を講じてきたところであるが、昨年、埼玉県及び山形県の特別養護老人ホームをめぐる不祥事が生じたことを契機に、総務庁が再度前回の勧告の趣旨の徹底状況を中心に調査を実施し、本年7月7日、総務庁より、厚生省に対し、「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく再勧告」（別添2）が行われた。その結果、理事の選任及び理事会の運営、監事の選任及び監事監査の実施、評議員会の設置・運営、会計管理並びに社会福祉施設設備の整備に係る補助事業の適正化に関する不適正事例等が報告され、指導が徹底していなかったことが明らかになったことは、誠に遺憾である。

再勧告に係る制度的な改善については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成9年3月28日社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）」並びにこれにより改正された「社会福祉法人の認可について（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童局長通知）」及び「社会福祉法人監査指導要綱の制定について（昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）」に基づき、概ね対応済みと考えているが、今回の再勧告にあるとおり、前回の勧告に基づく改善措置の

趣旨の徹底も含め、社会福祉法人の運営の適正化に向けた取組の徹底を一層図る必要がある。そこで各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、下記の事項に留意の上、社会福祉法人に対する指導の徹底を図らねばならない。

また、今回の再勧告においては、理事長が専決できる「日常軽易な業務」の範囲・内容を明確化するための事項例及び随意契約として差し支えない場合と競争契約に付されなければならない場合の基準について、具体化の措置を講じるよう求められているところであるが、これらについては、現在鋭意検討を行っており、できるだけ速やかに通知を行うこととしている。

なお、厚生省としても、今回の再勧告を踏まえ、老人保健福祉関係指導監査担当職員ブロック研修会等を通じ、随時監査の実施など今後の監査の方法について都道府県等とも意見調整の上、自らも適宜必要な監査を行って適正化を図ってまいりたい。

記

- 1 今回の再勧告の中で言及された事項を特に念頭に置いて、平成9年3月28日社援企第68号も踏まえ、昭和54年5月16日社庶第57号で示された項目及び監査指導事項並びに平成9年3月31日障企第148号、平成9年3月27日社援監第42号、平成9年3月31日老指第81号及び平成9年3月28日児発第216号で示された指導監査の主眼事項及び着眼点に

即した監査等を通じ、総点検を実施すること。その結果、改善すべきとされた事項については、次のとおりとすること。

- (1) 改善措置を文書をもって指導すること。また、具体的改善措置について、期限を付して報告させること。
- (2) 必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施すること。
- (3) (1)の指導に係る事項について改善が講じられない場合は、個々の事例に応じ、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第54条又は第56条の規定により改善を命ずる等所要の措置を講ずること。
- (4) この措置に従わないときは、期限を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、監督の目的を達することができないときは、解散を命ずるなど、個々の事例に応じ、厳正な対応を採ること。なお、参考として一連の手続の流れの具体例を別紙1に示す。これは、あくまで一具体例を示したものにすぎず、社会福祉事業法等に適合する唯一の方法を示したものではないことを念のため申し添える。

2 今回の再勧告のほか、1に掲げる通知を踏まえ、監査との連携による現地確認等も含め、補助事業に係る事業実施計画及び事業実績報告等の審査を厳正に実施するとともに、不正な行為がなされたとの疑いのある法人その他の問題のある法人に対しては、随時特別監査を実施するなどし、その結果、適正を欠くと認めるときは、補助金の返還等厳正な対応を採ること。

3 今回の再勧告の中で言及された主な事項と「老人福祉施設等に係る指導監督の実施について（平成9年3月31日老指第81号厚生省老人保健福祉局長通知）」との対応関係は、別紙2のとおりである。なお、今回の再勧告の中で言及された事項のうち、別紙2中の17及び18については、昭和54年5月16日社庶第57号で示された項目及び監査指導事項並びに平成9年3月31日老指第81号で示された指導監督の主眼事項及び着眼点に含まれていないが、今後の監査においては、他の事項と併せて、十分な点検及び指導に努められたい。

別紙1

社会福祉法人の指導監督の手続の流れの具体例

社会福祉法人に対し、一般監査を実施し、担保権の不当設定を発見。

↓

当該法人に対し、文書をもって当該担保権の抹消を指導。

↓

当該法人に対し、特別監査を実施し、当該担保権の未抹消のほか、措置費の流用を確認。

↓

当該法人に対し、当該担保権の抹消及び当該措置費の返還を内容とする改善措置を命令。

↓

当該法人に対し、特別監査を実施し、当該担保権の未抹消及び当該措置費の未返還を確認。

↓

当該法人に対し、当該担保権の抹消及び当該措置費の返還を内容とする改善措置を命令。

↓

当該法人に対し、特別監査を実施し、当該担保権の未抹消及び当該措置費の未返還を確認。

↓

当該法人に対し、業務の停止を命令。

↓

当該法人に対し、特別監査を実施し、当該担保権の未抹消及び当該措置費の未返還を確認。

↓

当該法人に対し、解散を命令。

NO	再勧告の中で言及された主な事項	「老人福祉施設等に係る指導監査の実施について」の着眼点
1	(理事の選任及び理事会の運営) 理事選任基準が遵守されているか。名目的な選任となっていないか。	役員を選任及び構成は適正となっているか。また、選任関係書類は整備されているか。(第1・1・法人の組織運営(3))
2	理事会の審議・議決事項を理事長専決により処理していないか。	理事会の開催、予算、決算及び金銭の借入れ等要議決事項の審議は適正に行われているか。また、議事録は、審議経過がわかるように各理事の意見等についても正確に記録・保存されているか。(第1・1・法人の組織運営(5))
3	社会福祉法人の適正運営のため必要な理事会が開催されているか。	同上
4	理事会は定足数を確保した上で開催されているか。	理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか。(第1・1・法人の組織運営(6))
5	(監事の選任及び監事監査の実施) 監事選任基準が遵守されているか。	役員を選任及び構成は適正となっているか。また、選任関係書類は整備されているか。(第1・1・法人の組織運営(3))
6	理事会、評議員会への監事監査結果報告等、適正に監事監査が実施されているか。	監事の監査は適正に行われているか。 ア 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われているか。 イ 監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人において保存されているか。(第1・1・法人の組織運営(7))
7	(評議員会の設置・運営) 評議員会の設置が必要な法人について必要事項を規定した定款に基づき、評議員会が設置され、適切に開催されているか。	評議員会は設置されているか。(入所施設のみを設置経営する法人はこの限りではない。)(第1・1・法人の組織運営(8)) 評議委員会の開催、予算・決算及び金銭の借入れ等要議決事項の審議は適正に行われているか。また、議事録は、審議経過がわかるように各評議員の意見等についても正確に記録・保存されているか。(第1・1・法人の組織運営(11))
8	評議員会の開催に当たり、理事兼務の評議員が出席者の過半数となっていないか。	評議員会への欠席が継続している評議員はいないか。特に、理事を兼ねていない評議員の欠席が継続していないか。(第1・1・法人の組織運営(12))
9	(会計管理) 処遇上必要な介護用品等を入所者に負担させ、繰越金を多額に発生させていないか。 適正な施設運営を確保していないまま、施設会計から本部会計へ繰入れを行っていないか。	褥瘡予防用マット等施設で負担すべき介護用品等の経費を入所者に負担させていないか。(第1・1・会計経理(16)) 本部会計と施設会計等会計間における貸借が濫りに行われていることはないか。(第1・1・会計経理(8))

◎ 「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく再勧告」について

NO	再勧告の中で言及された主な事項	「老人福祉施設等に係る指導監査の実施について」の着眼点
10	会計組織を編成し、辞令交付を行っているか。	<p>会計責任者と出納職員は別のものが任命され、また、会計事務処理における役割を明確にした内部牽制組織が確立されているか。(第1・1・会計経理(2))</p> <p>職員への辞令は交付されているか。(特に、会計責任者、出納職員、契約担当者)(第1・2・諸規程の整備等(4))</p>
11	競争契約とすべき基準が守られているか。	<p>会計経理及び契約は、経理規程に基づいて適正に行われているか。(第1・1・会計経理(4))</p>
12	理事が関係する業者との契約に当たって当該理事が理事会の議決に関与していないか。	<p>理事会の議決について特別の利害関係を有する理事がその議事の議決に加わっていないか。(理事に建設請負業者や物品納入業者が加わっている法人が建設請負契約や物品納入契約を行おうとする場合等)(第1・3・(4))</p>
13	金銭の寄付に関して、寄付目的を確認した上で帰属会計単位を決定しているか。	<p>寄付金の受入は寄付者の意向に沿った会計区分になっているか。(第1・1・寄付金の取扱い(1))</p>
14	法人と取引関係にある業者からの寄付について適切に処理されているか。	<p>濫りに取引業者等に寄付を求めているか。また、取引業者からの寄付の受入を行う場合、その業者と法人・施設との契約が適正にて議決されたうえで行われているか。(第1・1・寄付金の取扱い(3))</p>
15	入所者預かり金について適正に管理されているか。	<p>入所者預かり金及び慰留金品の取扱いは、適切に行われているか。(第1・3・(15))</p>
16	<p>社会福祉法人の基本財産や地上権等の設定登記の取扱いが適正に行われているか。</p> <p>(社会福祉施設・設備の整備に係る補助事業の適正化)</p>	<p>基本財産及び運用財産等の管理は適正に行われているか。また、債権・債務の発生要因又は管理に不適正なものはないか。(第1・1・資産管理(1))</p> <p>建物の存する土地が民間からの借地である場合</p> <p>ア 利用権(地上権又は賃借権)が設定登記されているか。</p> <p>イ 賃借料は適正か。</p> <p>ウ 理事長又は法人から報酬を受けている役員等から賃借していないか。</p> <p>(第1・1・資産管理(4))</p>
17	施設・設備整備事業の実績報告が適正であるか。	
18	施設・設備整備事業として整備をされた施設・設備が使用されているか。	
19	施設整備工事において、一括下請負が行われていないか。	<p>契約で一括下請負を禁止しているか。(第1・2・施設整備工事(11))</p>